

社会福祉法人 神川町社会福祉協議会心配ごと相談所設置規程

(目的)

第1条 地域住民の心配ごとや生活向上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行い、広く住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称及び運営)

第2条 この心配ごと相談所の名称は神川町心配ごと相談所（以下「相談所」という。）と称し、神川町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置し、運営するものとする。

(相談所)

第3条 相談所の設置場所及び開設日時は下記のとおりとする。

	相談日	相談場所	相談時間
中央相談所	毎月 第2水曜日	神川町就業改善センター	13:30～16:00

(なお、相談日が祝祭日のときは翌日とする。)

2 相談は無料とする。

(相談員)

第4条 相談所に相談員若干名を置く。

2 相談員は、住民の福祉に関し理解と熱意を有し、社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 相談員は、相談に丁寧に応じるとともに、経緯を記録しなければならない。

4 相談員は、関係機関との連絡を密にし、相談者に対し適切な助言や指導に努めなければならない。

5 相談員は、相談によって知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはいけない。

6 相談員は、必要に応じ、取り扱った事例について研究し、相談事業の向上を図るものとする。

(相談員の任期)

第5条 相談員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務員)

第6条 この相談所の庶務を行うため事務員を置く。

2 この相談所の庶務は社協職員をもってこれに充てる。

(会計)

第7条 この相談所の会計は毎年4月1日から3月31日までとし、会

計を設け収支を明らかにしておくものとする。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。